

2020年 9月2日

愛知県教育委員会 教育長 長谷川洋 様

愛知県重度障害者団体連絡協議会 会長 長谷 由香
〒466-0037 名古屋市昭和区恵方町2-15
(AJU車いすセンター内)
TEL:052-851-5240
FAX:052-851-5241

インクルーシブ教育実践モデル高校の設置についての要望

私たち愛知県重度障害者団体連絡協議会(愛重連)は、愛知県内の 15 団体が加盟し、重度障害者の生活と権利を守るため、団体相互が連携を図りながら、社会的にも立ち遅れている障害者福祉の向上を目指し、活動をしています。

教育部会では、義務教育課・特別支援教育課・財務施設課・教職員課・高等学校教育課と障害者法定雇用率の未達成問題の抜本的改善を求める話し合いをさせていただいておりますこと感謝申し上げます。

愛知県教育委員会において発覚した障害者法定雇用率の未達成は全国最低という由々しき事態です。当会は、これまで各課と“抜本的改善”を求めて話し合いをしてまいりました。今回、教育長・長谷川様に「愛知の教育」の方針を総合的に変更していただきたく要望させていただきます。

現在、国は「共生社会」を方針としています。憲法の「属性による差別の禁止」は、当然のことながら「障害という属性」も含まれています。国連・障害者権利条約を批准するにあたり国内法を整備することなく批准することを立ち止まったのは自公政権時のことでした。

国内法整備のため内閣府に障害者制度改革推進本部が設置され、その下に障害のある当事者・保護者の方・専門家(障害のある専門家を含む)を構成員とする障害者制度改革推進会議が設置され障害者基本法の改正や障害者差別解消法が制定され、それを元に学校教育法施行令も改正されました。

学校教育法施行令の改正は「認定就学者から認定特別支援学校就学者」とする変更であり、これは、以前の「事情の認められる場合のみ障害のある子が地域の学校へ就学する」という「認定就学者」から「事情の認められる場合のみ障害のある子が特別支援学校への就学が認められる」という「認定特別支援学校就学者」への変更です。

簡単に言えば、共生社会を促進するために「学校も共に学ぶ教育」へ転換を図るという

ことです。

「差別」という文言が初めて入ったと言われる障害者差別解消法は「分け隔てられることなく」「一般社会で変更調整(合理的配慮がされる)がなされる」となりました。これにより公的機関では「社会側(例えば学校での)変更調整は義務」となりました。

「できる限り、最大限努力して(=障害者基本法改正時、国会での説明)」社会の側が障害に応じて必要な変更調整を行うことがされる」のですから、障害に対する支援や変更調整ができないという理由で「障害のない人と同じ権利」から排除されることは差別となりました。つまり、学校で言えば、小さい時から地域の幼稚園・小学校・中学校で学ぶことを基本としているということです。

障害者権利条約を批准した時点で愛知県教育委員会は、愛知の教育の方針を大きく変えるべきでした。当会が、愛知県教育委員会の方に面談を申し入れ、「障害者権利条約の批准に当たって愛知の教育の方針がどのように転換するのか」をお尋ねしましたが、従来以前の「別学分離体制の継続」のみをお話しされ、「共に学ぶ方針に変える」という施策は全く考えておられないことが分かりました。

それ以降、再三に渡り「共に学ぶ・誰も排除しないインクルーシブ教育の実施」を求める要望をさせていただき話し合いをさせていただきましたが、変更されることが全くありません。

そのような内に障害者法定雇用率の未達成が発覚しましたが、これは「障害のある子が学校で共に学べるようにしなかった」「高校の環境整備を怠り高校への進学を妨げた。結果、大学に進学する障害のある子の数が少なかった」「その結果、教員免許を取得できる方が少なくなった」「働ける環境ではないので職業として選択できなかった」という愛知の教育の当然の帰結です。

教職員課の説明では、「障害のある人は小学校と特別支援学校での勤務は大変なので雇用しなかった」とのことですから、義務教育で環境整備されるエレベーターの設置がある中学校か、わずかにしかないエレベーターの設置されている高校に勤務するしかありません。移動に時間を要する障害のある方は「エレベーター設置校が数校しかない」とできるだけ近くに勤務地を選びたくても選びようがありません。

障害者雇用促進法がありながら、長年、欠格条項を設けて「障害のある人は雇用しない」という方針で来られましたが、全国最低の達成率の結果、あと 400 人も雇用しないといけないという事態にまでなっても方針を転換されないことは「民間には納付金を求めなが

ら公的機関は努力改善も図らない・違法状態を継続する」ことであり許されることではありません。

まず、愛知の教育の方針を「共生社会の礎となる共に学ぶ教育へと転換する」ことを決定し、エレベーターの無いことで高校を諦め特別支援学校・高等部にしか進学できないという現状を改善し、障害のある人が勤務できる環境整備をし、愛知の教育として「誰も排除しない」学校へと転換してください。

現在、高校は定員割れしている学校が増えてきていますが、特別支援学校は増設されるほど定員が増加しています。財務施設課からは「特別支援学校 1 校を建てるには100 億円くらいは掛かる」「高校にエレベーターを付けるには 1 億円ほどかかる」という説明を受けています。定員割れしている高校にエレベーターを設置し「どのような障害がある子ども学べるインクルーシブ教育を行う高校」とすれば、特別支援学校の増加する一方の在籍者数も減らすことができます。費用の莫大にかかる特別支援学校は、どんどん建てるが、費用が少なく済む高校の環境整備には予算を使わないということは理解されません。

国連・障害者権利条約・改正障害者基本法・障害者差別解消法・学校教育法施行令・障害者雇用促進法を遵守できるよう「障害者法定雇用率を達成するための抜本的改善」に向け、まず、数校のモデル校の設置から始め、愛知県の高校のインクルーシブ教育の実践を始めてください。そのための学校の環境整備を計画的に進めてください。

義務教育の学校の環境整備も義務化されましたので、障害のある生徒が環境整備の無いことや変更調整や支援が受けられないことで「高校を諦める」ことが無いよう「障害のない子と同等の進路が保障される権利の行使」を妨げないように改善を図ってください。

要望

記

1. インクルーシブ教育を実践するモデル校を数校から始め、愛知県の高校におけるインクルーシブ教育が広がっていくよう計画的に進めてください。
2. そのために必要な施設環境整備であるエレベーターの設置を計画的に進めてください。

御回答を9月16日までにメール添付で送信して戴きますよう御願ひします

ご多忙な中、宜しく御願ひ申し上げます